

理事候補者選挙の手續きに関する細則

第1条（名称・目的）

この細則は、会則第16条の2第2項に基づき理事候補者選挙（以下「選挙」という。）の手續きに関して定める。

第2条（委員会設置と委員の指名）

理事会は、選挙の手續きを進めるため、理事選任総会の4箇月前までに選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員3名以上5名以内を指名する。

2 委員の任期は、指名の日から理事選任総会の終結までとする。

第3条（委員会の任務）

委員会は、会則の規定に基づき理事候補者の選挙を実施する。

第4条（委員長の互選とその役割）

委員会には互選により委員長を置く。

2 委員長は委員会を代表するとともに委員会を招集し、その議長を務める。ただし初回の委員会は会長が招集し、委員長互選までの議長を務める。

第5条（議決等）

委員会の議決は、3名以上の委員が出席する委員会において、会則第26条、同第27条に準じて行う。

第6条（理事候補被推薦者名簿の作成）

委員会は、正会員に対し2週間の推薦期間を定めて理事候補者推薦を告示し、正会員の自薦又は他薦により1会員当たり10名以内の理事候補被推薦者を郵送又はクラウド方式の投票管理システム等の電磁的方法によって募集するものとする。

2 委員会は、前項に定める正会員の推薦に基づき、理事候補被推薦者名簿を作成する。

第7条（選挙の実施）

委員会は、正会員に対し2週間の投票期間を定めて理事候補者の選挙を告示し、下記の手續きにより選挙を実施する。

(1) 郵送によって実施する場合は、委員会設置日に在籍する正会員の住所に、委員会発行の所定の投票用紙、理事候補被推薦者名簿及び投票方法を記した文書を郵送する。クラウド方式の投票管理システム等の電磁的方法によって実施する場合は、委員会設置日に在籍する正会員に対して、理事候補被推薦者名簿及び投票方法を記した文書を

郵送又は電磁的方法により通知する。

- (2) 投票は、理事候補被推薦者名簿から 10 名以内の連記により行う。
- (3) 投票は無記名によるものとする。
- (4) 投票用紙は、2 週間の投票期間内に委員会に到着するように郵送されなければならない。

第 8 条（無効票の決定）

次のいずれかに該当する投票は無効とし、疑義あるものについては委員会が判定する。

- (1) 所定の投票用紙を用いない場合
- (2) 所定数を超えて理事候補被推薦者の氏名を記入した場合（記入されたすべての人数について無効とする。）
- (3) 記入された理事候補被推薦者の氏名を確認し難い場合（確認できる人数に限り有効とする。）
- (4) 所定の投票期間を越えて委員会に到着した場合
- (5) その他所定の投票方法によらない投票を行った場合

第 9 条（開票と理事候補者当選者の決定）

委員会は、投票期間満了後速やかに開票を行い、得票数の多い者上位 25 名をもって理事候補者の当選者（以下「当選者」という。）とする。ただし、得票数が同数のため 25 名を超えた場合、委員会は、委員会で定める方法によって厳正に抽選を行い、25 名を当選者とする。

第 10 条（当選者への意向確認と繰上げ当選）

委員会は、25 名の当選者に対して個別に連絡し、就任の承諾を得る。

- 2 当選者から辞退者が出た場合は、辞退者数の繰上げ当選を行う。
- 3 前項に定める繰り上げ当選の方法は、第 9 条に定める最初の当選者の決定方法に準じる。

第 11 条（選挙結果の報告と告知）

委員会は、当選者確定後、速やかに理事候補者名簿を作成する。

- 2 委員長は、会長に対し、理事候補者名簿及び理事候補被推薦者全員の氏名及び得票数を報告する。
- 3 会長は、理事、監事及び事務局長に対し、委員長から報告を受けた理事候補者名簿及び理事候補被推薦者全員の氏名及び得票数を告知し共有する。
- 4 委員会は、理事候補者当選者に対し、理事候補者名簿及び理事候補者 25 人の得票数

を告知する。

- 5 委員会は、理事候補被推薦者全員に対し、理事候補者名簿を告知する。
- 6 会長は、第1項に定める理事候補者名簿の報告を受けた後、速やかに会員に対して同名簿を添えて告知する。
- 7 会長は、理事候補者名簿を総会に提出し、理事選任の議決に付す。
- 8 第2項に定める理事候補被推薦者全員の氏名及び得票数は公表しない。

第12条（経費の支弁）

委員会の業務に必要な経費は、委員長から事務局長に対して請求し、経理規程に従って学会が支弁する。

第13条（危機管理）

自然災害の発災や感染症の拡大など不測の事態により、本細則にもとづく理事候補者選挙の実施が困難と認められた場合、委員会は、実施可能な新たな理事候補者選挙実施の案を作成し、理事会に報告しその承認を得た場合は、その手続によって実施するものとする。

第14条（定めなき事項）

この細則に定めのない事項については、委員会の決定による。

第15条（改廃）

本細則の改廃は理事会の決定による。

附 則 本細則は平成29年5月14日から施行する。

本細則は令和4年1月11日から施行する。

本細則は令和6年1月12日から施行する。